

第7章 非行等問題行動の防止活動

1 非行防止活動

【県民安全課】【医薬食品・衛生課】

近年、非行少年等の検挙・補導人員は減少傾向にあるものの、依然として刑法犯全体に占める割合が高く、憂慮すべき状況が続いている。このため、県では青少年関係機関・団体および地域と連携、協力して、非行に対する理解と認識を深め、青少年の規範意識の醸成および社会環境浄化のための活動を行っている。

(1) 広報啓発活動

【県民安全課】

ア 県民総ぐるみ運動

内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に合わせて、青少年育成研究大会、青少年健全育成県民大会を開催している。

また、学校の夏季および冬季休業期間中に「青少年をまもる県民運動」を展開し、非行防止と環境浄化活動を行っている。

イ キャンペーン

青少年の非行防止に関する県民の意識高揚を図るため、7月に「非行防止一斉キャンペーン」として、県内主要駅およびショッピングセンターにおいて啓発グッズ等の配布活動を行っている。

(2) 非行防止一斉行動

【県民安全課】

関係機関・団体と連携、協力して学校の夏季休業前後（7～9月）および冬季休業期間（3月）等に、県下一斉に街頭補導・指導活動を行うとともに、自転車通学時におけるマナー向上（6月）や公共交通機関のマナー向上（9月）の啓発指導を行っている。

(3) 青少年薬物乱用防止対策

【医薬食品・衛生課】

関係機関・団体と連携、協力し「不正大麻・けし撲滅運動」（5～6月）、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（6～7月）、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」（10～11月）に併せて街頭キャンペーン等の啓発活動を行っている。

また、年間を通じ、県下の学生を対象にした薬物乱用防止教室を開催している。

(4) 青少年愛護センター

【県民安全課】

県下には、12か所（5市5町2一部事務組合）の青少年愛護センターが設置され、青少年の非行の未然防止と社会環境の浄化を図るため、市町職員のほか、関係機関・団体および地域住民と協力して、街頭補導、少年相談等の活動を行っている。

2 有害環境浄化の推進

【県民安全課】

青少年を取り巻く有害な環境を排除し、青少年の身体的・精神的発育に良好な環境を整えるため、福井県青少年愛護条例に基づき、凶悪・粗暴な非行などを誘発助長するおそれのある有害な図書や物品の販売の規制などを行っている。

(1) 福井県青少年愛護条例の運用状況

ア 優良興行および優良図書等の推奨

青少年の健全な育成に有益であると認められる興行や図書等を、条例に基づき優良興行、優良図書等として推奨している。推奨された優良興行、優良図書等は、県内の青少年関係

機関などへ通知するとともに県のホームページに掲載して広く県民に周知している。

第72表 優良興行、優良図書等の推奨

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
優良興行	1	1	3	1	1	0	3
優良図書等	50	45	59	50	57	49	60

資料出所：県民安全課

イ 有害興行、有害図書等、有害がん具刃物類の指定

① 興行や図書等は、その内容が青少年の健全育成を阻害するおそれがあると認められるときは、条例に基づき有害興行や有害図書等に指定し、青少年に観覧させたり、青少年に対して販売したりすることを禁止している。

- ・ 有害興行の指定は、映画倫理委員会において成人向きとして指定した映画を有害興行として指定している。
- ・ 有害図書等の指定は、書店、コンビニ等で販売されている雑誌などを中心に指定している。

② がん具刃物類は、これを所持させることが青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、条例に基づき有害がん具刃物類に指定し、青少年に所持、携帯させたり、青少年に対して販売したりすることを禁止している。

第73表 有害興行、有害図書等、有害がん具刃物類の指定数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
有害興行	67	73	54	106	117	120	110
有害図書等	179	145	147	142	125	90	73
有害がん具刃物類	0	0	0	0	0	0	0

資料出所：県民安全課

ウ 届出営業の状況

条例では、青少年に有害な影響を与えるおそれのある利用カード販売業などの営業については、知事への届出制とし、かつ青少年に対する販売を禁止している。

県内の状況（平成28年3月現在）は、利用カード販売所3か所、図書等自動販売機16台となっている。